

議第30号

京都市公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都市公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成28年 2月24日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

京都市公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を次のように改正する。

第12条中「臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務を要しない日に勤務した」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務を要しない日に勤務した場合
- (2) 災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により勤務を要する日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合

第15条第2項中「, 第4条の3」を削る。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

提案理由

管理職員特別勤務手当の支給の基準を変更する等の必要があるので提案する。